

標準旅行業約款 (手配旅行契約等)

観光庁・消費者庁告示第1号(令和2年4月1日から適用)

第4章 旅行代金

(適用範囲)

第16条 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わなければならない。

2 通航契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受け受けます。この場合において、カード利用日、当社が署名した旅行サービスの内容を記載した書面を交付します。

3 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機器等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

(前項の場合において)

4 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。

5 当社は、旅行者と通航契約を締結した場合において、第3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして当該費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社旅行旅行に反戻すべき額、当社が旅行者の署名した日とします。ただし、第14条第1項第2号の規定により当社が手配旅行契約を解除した場合は、当社の定める期日までに、当社に定める支払方法により、旅行者が当社に支払うべき費用等を支払わなければならないとします。

(旅行代金の精算)

第17条 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機器等に対して支払った費用で旅行者の負担に帰すべきもの及び取扱い金(以下「精算取扱い金」といいます)を旅行代金として既に取扱い差金額に含めた場合において、旅行終了後、次項及び第3項に定めることにより返金又は精算を行います。

2 精算取扱い金が旅行代金として既に取扱い差金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、その差額を支払わなければならないとします。

3 精算取扱い金が行き違いとして既に取扱い差金額に満たないときは、当社は、旅行者とその差額を払い戻します。

第5章 団体・グループ手配

(団体・グループ手配)

第18条 当社は、同一行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます)を定めて申込込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

(契約責任者)

第19条 当社は、予約を込んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます)の手配旅行契約の締結に関する一切の権限を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引及び第22条第1項の業務は、当該契約責任者との間で行います。

2 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知しなければならないとします。

3 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

4 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(契約責任者の特則)

第20条 当社は、契約責任者と手配旅行契約を締結する場合において、第5条第1項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾することがあります。

2 前項の規定に基づき申込金の支払いを受けたことなく手配旅行契約を締結する場合には、当社は、契約責任者とその旨を記載した書面を交付するものとし、手配旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。

(構成者の変更)

第21条 当社は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。

2 前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び当該変更に関する費用は、構成者に帰属するものとします。

(乗客サービス)

第22条 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗員を提供することがあります。

2 添乗員が行う添乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。

3 添乗員が添乗サービスを提供する時間帯は、原則として、8時から20時までとします。

4 当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならないとします。

第6章 責任

(当社の責任)

第23条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行ってきた者(以下「手配代行者」といいます)が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して2年以内当社に対して通知があったことと限り、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

2 当社は、手荷物として生じた第1項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行においては14日以内、海外旅行においては21日以内又は当社に対して通知があったことと限り、旅行者に1名につき15万円を限度(当社が故意又は重大な過失が原因の場合を除きます)として賠償します。

(旅行者の責任)

第24条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければならないとします。

2 旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社が提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければならないとします。

3 旅行者は、旅行開始後において、契約責任者に提供された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約内容と異なる旅行サービスが提供されたら認めるときは、旅行代金について速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならないとします。

(旅行業者による任意解除)

第13条 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの返金として、又は、まだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機器等に対して既に支払い、又はこれらから支払うべき費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手数料金及び当社が得るはずであった取消料金を支払わなければならないとします。

(当社の責に帰すべき事由による解除)

第14条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することができます。

(1) 旅行者が前項の期日までに旅行代金を支払わなかったとき。

(2) 通航契約を締結した場合において、旅行者の所有するクレジットカードが無効にない等、旅行者が前項の期日までに旅行代金を支払ったにもかかわらず、当社が旅行代金を支払うべき費用を負担するものに限ります。)

(旅行者による任意解除)

第15条 旅行者は、前項に規定する事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機器等に対して既に支払い、又はこれらから支払うべき費用を除いて、既に取扱い旅行代金を旅行者に反戻し戻します。

3 前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

(適用範囲)

第1条 当社が旅行者との間で締結する渡航手続代行契約は、この約款定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

(渡航手続代行契約を締結する旅行者)

第2条 当社が渡航手続代行契約を締結する旅行者は、当社と募集型企画旅行契約、受注型企画旅行契約若しくは手配旅行契約を締結した旅行者又は当社に委託している他の旅行業者の募集型企画旅行契約について当社が代理して契約を締結した旅行者とします。

(渡航手続代行契約の定義)

第3条 この約款で「渡航手続代行契約」とは、当社が渡航手続代行に対する旅行業務取扱料金を(以下「渡航手続代行料」といいます)を受取ることを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務(以下「代行業務」といいます)を行うことを引き受ける契約をいいます。

(契約の成立)

第4条 当社と渡航手続代行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入し、当社に提出しなければならないとします。

2 渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受領した時に成立するものとします。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段により渡航手続代行契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

(当社の責に帰すべき事由による解除)

第5条 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約の締結に応じないことがあります。

(1) 旅行者が、暴行団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

(2) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(3) 旅行者が、悪意を濫用し、偽計を用いる若しくは偽計を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(4) その他当社の業務上の都合があるとき。

(相対料金)

第6条 当社と旅行者との間で締結する渡航手続代行契約は、旅行者は、当社に対し、当社が定める期日までに、当社所定の相対料金を支払わなければならないとします。

(契約の解除)

第7条 当社は、旅行者が第3条第4項第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したときは、旅行業務取扱料金を返金することがあります。

(当社の責任)

第8条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して2年以内当社に対して通知があったことと限り、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

(適用範囲)

(2) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(3) 旅行者が、悪意を濫用し、偽計を用いる若しくは偽計を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(4) その他当社の業務上の都合があるとき。

(渡航手続代行契約の定義)

第2条 当社が渡航手続代行契約を締結する旅行者は、当社と募集型企画旅行契約、受注型企画旅行契約若しくは手配旅行契約を締結した旅行者又は当社に委託している他の旅行業者の募集型企画旅行契約について当社が代理して契約を締結した旅行者とします。

(渡航手続代行契約の定義)

第3条 この約款で「渡航手続代行契約」とは、当社が渡航手続代行に対する旅行業務取扱料金を(以下「渡航手続代行料」といいます)を受取ることを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務(以下「代行業務」といいます)を行うことを引き受ける契約をいいます。

(契約の成立)

第4条 当社と渡航手続代行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入し、当社に提出しなければならないとします。

2 渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受領した時に成立するものとします。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段により渡航手続代行契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

(当社の責に帰すべき事由による解除)

第5条 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約の締結に応じないことがあります。

(1) 旅行者が、暴行団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

(2) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(3) 旅行者が、悪意を濫用し、偽計を用いる若しくは偽計を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(4) その他当社の業務上の都合があるとき。

(相対料金)

第6条 当社と旅行者との間で締結する渡航手続代行契約は、旅行者は、当社に対し、当社が定める期日までに、当社所定の相対料金を支払わなければならないとします。

(契約の解除)

第7条 当社は、旅行者が第3条第4項第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したときは、旅行業務取扱料金を返金することがあります。

(当社の責任)

第8条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して2年以内当社に対して通知があったことと限り、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

(渡航手続代行契約の定義)

第2条 当社が渡航手続代行契約を締結する旅行者は、当社と募集型企画旅行契約、受注型企画旅行契約若しくは手配旅行契約を締結した旅行者又は当社に委託している他の旅行業者の募集型企画旅行契約について当社が代理して契約を締結した旅行者とします。

(渡航手続代行契約の定義)

第3条 この約款で「渡航手続代行契約」とは、当社が渡航手続代行に対する旅行業務取扱料金を(以下「渡航手続代行料」といいます)を受取ることを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務(以下「代行業務」といいます)を行うことを引き受ける契約をいいます。

(契約の成立)

第4条 当社と渡航手続代行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入し、当社に提出しなければならないとします。

2 渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受領した時に成立するものとします。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段により渡航手続代行契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

(当社の責に帰すべき事由による解除)

第5条 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約の締結に応じないことがあります。

(1) 旅行者が、暴行団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

(2) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(3) 旅行者が、悪意を濫用し、偽計を用いる若しくは偽計を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(4) その他当社の業務上の都合があるとき。

(相対料金)

第6条 当社と旅行者との間で締結する渡航手続代行契約は、旅行者は、当社に対し、当社が定める期日までに、当社所定の相対料金を支払わなければならないとします。

(契約の解除)

第7条 当社は、旅行者が第3条第4項第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したときは、旅行業務取扱料金を返金することがあります。

(当社の責任)

第8条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して2年以内当社に対して通知があったことと限り、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

(渡航手続代行契約の定義)

第2条 当社が渡航手続代行契約を締結する旅行者は、当社と募集型企画旅行契約、受注型企画旅行契約若しくは手配旅行契約を締結した旅行者又は当社に委託している他の旅行業者の募集型企画旅行契約について当社が代理して契約を締結した旅行者とします。

(渡航手続代行契約の定義)

第3条 この約款で「渡航手続代行契約」とは、当社が渡航手続代行に対する旅行業務取扱料金を(以下「渡航手続代行料」といいます)を受取ることを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務(以下「代行業務」といいます)を行うことを引き受ける契約をいいます。

(契約の成立)

第4条 当社と渡航手続代行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入し、当社に提出しなければならないとします。

2 渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受領した時に成立するものとします。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段により渡航手続代行契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

(当社の責に帰すべき事由による解除)

第5条 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約の締結に応じないことがあります。

(1) 旅行者が、暴行団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

(2) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(3) 旅行者が、悪意を濫用し、偽計を用いる若しくは偽計を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(4) その他当社の業務上の都合があるとき。

(相対料金)

第6条 当社と旅行者との間で締結する渡航手続代行契約は、旅行者は、当社に対し、当社が定める期日までに、当社所定の相対料金を支払わなければならないとします。

(契約の解除)

第7条 当社は、旅行者が第3条第4項第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したときは、旅行業務取扱料金を返金することがあります。

(当社の責任)

第8条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して2年以内当社に対して通知があったことと限り、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

(渡航手続代行契約の定義)

第2条 当社が渡航手続代行契約を締結する旅行者は、当社と募集型企画旅行契約、受注型企画旅行契約若しくは手配旅行契約を締結した旅行者又は当社に委託している他の旅行業者の募集型企画旅行契約について当社が代理して契約を締結した旅行者とします。

(渡航手続代行契約の定義)

第3条 この約款で「渡航手続代行契約」とは、当社が渡航手続代行に対する旅行業務取扱料金を(以下「渡航手続代行料」といいます)を受取ることを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務(以下「代行業務」といいます)を行うことを引き受ける契約をいいます。

(契約の成立)

第4条 当社と渡航手続代行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入し、当社に提出しなければならないとします。

2 渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受領した時に成立するものとします。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段により渡航手続代行契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

(当社の責に帰すべき事由による解除)

第5条 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約の締結に応じないことがあります。

(1) 旅行者が、暴行団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

(2) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(3) 旅行者が、悪意を濫用し、偽計を用いる若しくは偽計を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(4) その他当社の業務上の都合があるとき。

(相対料金)

第6条 当社と旅行者との間で締結する渡航手続代行契約は、旅行者は、当社に対し、当社が定める期日までに、当社所定の相対料金を支払わなければならないとします。

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員

奈良県知事登録旅行業 第2-194号
(一社)全国旅行業協会正会員

やまびと ツアーズ
YAMABITO TOURS

〒633-0064 奈良県大和郡川西町433-3
TEL.0744-43-8205 FAX.0744-43615
国内旅行業取扱資格者 梶井 史子
http://www.yamatobito.com tours@yamatobito.com

標準旅行業約款 (渡航手続代行契約)

(適用範囲)

第1条 当社が旅行者との間で締結する渡航手続代行契約は、この約款定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

(渡航手続代行契約を締結する旅行者)

第2条 当社が渡航手続代行契約を締結する旅行者は、当社と募集型企画旅行契約、受注型企画旅行契約若しくは手配旅行契約を締結した旅行者又は当社に委託している他の旅行業者の募集型企画旅行契約について当社が代理して契約を締結した旅行者とします。

(渡航手続代行契約の定義)

第3条 この約款で「渡航手続代行契約」とは、当社が渡航手続代行に対する旅行業務取扱料金を(以下「渡航手続代行料」といいます)を受取ることを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務(以下「代行業務」といいます)を行うことを引き受ける契約をいいます。

(契約の成立)

第4条 当社と渡航手続代行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入し、当社に提出しなければならないとします。

2 渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受領した時に成立するものとします。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段により渡航手続代行契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

(当社の責に帰すべき事由による解除)

第5条 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約の締結に応じないことがあります。

(1) 旅行者が、暴行団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

(2) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(3) 旅行者が、悪意を濫用し、偽計を用いる若しくは偽計を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(4) その他当社の業務上の都合があるとき。

(相対料金)

第6条 当社と旅行者との間で締結する渡航手続代行契約は、旅行者は、当社に対し、当社が定める期日までに、当社所定の相対料金を支払わなければならないとします。